

避難指示解除後を見据えた避難者の自立支援施策の充実を求める意見書

東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年4月に警戒区域を始めとする区域が設定され、その後、平成25年8月に避難指示区域等の見直しが被災市町村全てで完了した。さらに、平成26年4月には田村市都路地区において、原発事故後初となる避難指示解除が実施されたのを皮切りに、川内村の一部区域、楡葉町全域で避難指示が解除され、徐々に帰還できる区域が増えてきている状況にある。

当県全体の避難者数は、いまだ約10万人となっている中、避難指示が解除された地域はもとより、今後の避難指示解除を見据えた住民の帰還に向けた諸施策の展開が大変重要となっている。特に集中的な自立支援施策の展開を行う必要がある今年度から平成28年度までの2年間について、現行の支援策を最大限活用しつつ、避難者の生活の再構築に向け、避難者に寄り添った支援策の一層の強化を図っていくべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 帰還後の生活再建に向けた支援策の一層の強化及び事業の再建・生業の確保のための支援策の充実を図るとともに、帰還後のコミュニティの再生や働く場の創設などの支援策の拡充を図ること。
- 2 国・県・市町村の連携を更に強化し、雇用のミスマッチを解消するとともに、自立のために必要な被災者に寄り添った就労支援の強化を図ること。
- 3 医療、介護、福祉施設の再開・整備に当たっては、医師・看護師等の人材確保が最大の課題となることから、国が強いリーダーシップを発揮し、地域のニーズに対応した施策を実施すること。
- 4 東京電力（株）に対し、営業損害・風評被害への賠償について被害者の心情に配慮し適切な対応がなされるよう強く指導すること。
- 5 営農再開や森林・林業の再生、さらには水産業の販路回復など、農林水産業の再生に向けて、地域の実情を踏まえた施策の充実を図ること。
- 6 避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、恒久的な住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けた取組を総合的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
復興大臣

あて

福島県議会議長 杉山純一